

# 一般社団法人長野市薬剤師会会費規程

平成 25 年 3 月 22 日制定  
平成 25 年 4 月 1 日施行  
平成 26 年 6 月 20 日改定  
平成 27 年 3 月 27 日改定

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人長野市薬剤師会（以下「本会」という）定款第 7 条第 4 項に基づき、正会員及び賛助会員並びに特別会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会費の種別)

第 2 条 本会の会費は、一般会員会費（正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費）及び保険薬局会費とする。

- 2 定款第 7 条第 4 項の規程に基づく各会費の額は年度を単位として別表のとおりとする。
- 3 日本薬剤師会、長野県薬剤師会の入会金・会費、その他同会に対する拠出金は同会の定款及び会費規程によりこれを徴収する。

## (会費等の額)

第 2 条 会員種別ごとの会費及び負担金の額は、総会の決議を経て別に定める。

- 2 満 80 歳を超えた正会員の会費は免除することができる。
- 3 定款第 5 条第 1 項 第 4 号の名誉会員については、会費を要しない。
- 4 入会金は一時金とする。
- 5 会費は年額とする。

## (納期及び徴収)

第 3 条 一般会費は、会員が定められた期間に本会に納付するものとする。

- 2 保険薬局会費は、会員が所属する薬局が負担し、開設者又は管理薬剤師の責任において定められた期間に本会に納付するものとする。

## (入会及び退会の時期による会費)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10 月 1 日以後に入会した会員の会費はその年度の年額の 2 分の 1 額とする。

- 2 会計年度の途中で退会した者は、定款第 7 条第 4 項により支払った会費等の返還はしないものとする。

## (督促)

第 6 条 会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、改めて納付期限を付して催告する。

## (会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも拘わらず、会費の納入を1年以上滞納した場合、定款第10条第1項により会員資格を喪失する。

(改 廢)

第8条 この規程の改廢は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

〔1〕一般会費

会費種別	入会金	会 費
正会員A会費	130,000 円	3,600 円
正会員A2会費	103,000 円	3,600 円
正会員B会費	6,000 円	1,800 円
賛助会員会費	10,000 円	0 円
特別会員会費	0 円	0 円

〔2〕保険薬局会費

会費額の算出方法には次の2通りあり、それぞれの算出結果の内で少額のものを選定額とする。

**算出方法 1**

処方せん受入枚数(前年の3月から当年の2月までの1年間)の月平均より、日本薬剤師会の定める基準に従い、その保険薬局に必要な保険薬剤師数を算出し、その保険薬剤師数に一定額(9,000円)を乗じて仮賦課額とし、受入枚数の枚数域ごとの賦課率を乗じて算出する。ただし、処方箋応需枚数が3ヶ月連続して、基準となった年度枚数の平均の半分以下となり、申し出があった場合は理事会の決議により、直近の3ヶ月の平均枚数を新たな算定根拠とすることができる。

**【賦課率】**

処方せん受入枚数	賦課率
0～50	0.1
51～100	0.2
101～200	0.3
201～300	0.5
301～400	0.8
401～600	1.0
601～700	0.7
701～900	0.8
901～	1.0

## 算出方法 2

処方せん受入枚数の月平均に 20 円を乗じて算出する。

## 参考(別紙)

### (附表)入会金・会費

会員種別	入 会 金			会 費			
	市 薬	県 薬	計	市 薬	県 薬	日 薬	計
正会員 A 1	130,000	3,000	<b>133,000</b>	3,600	37,000	18,000	<b>58,600</b>
正会員 A 2	103,000	3,000	<b>106,000</b>	3,600	19,000	18,000	<b>40,600</b>
正会員 B	6,000	3,000	<b>9,000</b>	1,800	19,000	7,000	<b>27,800</b>
賛助会員	10,000	3,000	<b>13,000</b>	—	55,000	—	<b>55,000</b>
特別会員	0	0	<b>0</b>	—	1,000	—	<b>1,000</b>

※日薬の入会金は無し

※会費発生基準日 日薬・県薬会費は、毎年1月1日在籍者を対象とする。

### (参 考) 県薬・日薬会費

会費種別	県薬入会金	県薬年会費	日薬年会費
正会員 A - 1 会費	3,000 円	37,000 円	18,000 円
正会員 A - 2 会費	3,000 円	19,000 円	
正会員 B 会費	3,000 円	19,000 円	7,000 円
賛助会員会費	3,000 円	55,000 円	—
特別会員会費	—	1,000 円	—